

火災から尊い人命や財産を守るために [消防用設備等の点検立会い制度]をご利用ください

- ◎ 消防法では、消防用設備等が火災時に有効に機能するため、適正な点検を定期的に行うよう定められています。
- ◎ 消防用設備等の点検時には、建物（事業所）の防火管理者等（建物関係者）が立ち会って、適正な点検が行われているかを確認することが重要です。
- ◎ 一般財団法人 静岡県消防設備協会では、この消防用設備等の点検時に、防火対象物（建物）の関係者から点検立ち会いの申込みがあれば、当協会職員（点検立会い指導員）を当該点検現場に派遣し、点検作業の実施状況を建物関係者と一緒に確認する点検立会い制度（サポート）を令和元年8月から行います。
- ◎ この制度の対象物は、静岡県内にある消防用設備を設置した“すべて”の防火対象物（事業所の建物）です。
- ◎ この制度は“無料”です。是非ご利用ください。
- ※ 申込状況などにより立ち会えない場合もありますのでご了承ください。
- ※ また、適正な点検を立会い確認するもので点検料金等の妥当性を判断するものではありません。

立会い制度の流れ

- ① 立会い申込み
- ② 点検作業の立会い
- ③ 消防用設備等点検立会い確認結果通知書の送付



お問合せ先

一般財団法人 **静岡県消防設備協会**

〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11番地の4 太陽生命静岡ビル4階

TEL 054-252-5541 FAX 054-272-7202

e-mail: shizuoka-ssk@za.tnc.ne.jp

消防用設備等点検立会い制度の概要

○消防設備協会の目的及び事業

消防用設備等の設置・維持管理の適正化、消防用設備士等消防設備関係業務に携わる者の資質の向上を図り公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人です。主な事業として消防用設備等点検済票の交付、及び消防設備等に携わる者に対して法定講習事業等を行っています。

総務省消防庁と連携する一般財団法人日本消防設備安全センターの下、全国47都道府県に協会が設立されています。

○消防用設備等点検立会い制度とは？

消防法で設置や点検が義務付けられている消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等の点検時に、当協会の立会い指導員が、建物の防火管理者等と一緒に点検に立会い、支援（サポート）する制度です。

この制度の利用は、建物関係者様からのご依頼が必要となります。

○建物関係者は、消防用設備等の点検に立会わなければならないの？

総務省消防庁から消防関係機関に対して、消防用設備等の点検時には、建物の防火管理者等が立会って、適正な点検が行われているか確認するように指導することと通知が発出されています。

また、消防法では消防用設備等の適正な点検・維持管理及び点検報告は、建物関係者（所有者、管理者、占有者）の責務と規定されています。

万が一、設備の不備、点検の不備等による損害賠償等の事案が発生したときは、建物関係者が責任を問われることがあります。

○立会い指導員は何をするの？

- ・ 建物関係者が、消防用設備に詳しくなくとも立会い指導員がサポートします。
- ・ 点検従事者が、消防用設備等の点検に必要な資格免状や機材を保持しているか確認します。
- ・ 法令で定める点検基準及び点検要領に従い点検しているか確認します。
- ・ 立会い指導員が立会うことで、点検事業者による不適正な点検等の抑制につながります。

○点検事業者によって点検の信頼度が違うの？

多くの点検事業者は、その仕事に誇りをもって「誠実」かつ「確実」な消防用設備等の点検を実施していますが、残念ながら、全国の調査では不適正な点検事業者の実態が報告されています。

当協会は、信頼できる消防用設備等点検事業者の団体として、皆様のお役に立ちたいと考えております。

当協会のホームページの表示登録会員名簿の中から点検事業者を閲覧できますのでご利用下さい。

○建物関係者（依頼者）のメリットは？

- ・ 立会い指導員が同行するので、消防用設備等の必要性和点検の重要性を認識いただけます。
- ・ 建物関係者が消防用設備に詳しくなくとも立会い指導員がサポートいたします。
- ・ 立会い指導員が立会うことで、法令で定める点検基準、点検項目が確実に実施されるため安心です。
- ・ 静岡県内の建物であれば、この制度を無料をご利用できます。

○どうして、無料なの？

一般財団の公益事業の一つとして取り組んでおり、消防用設備の適正な維持管理をとおして県民の皆様の安心・安全を確保します。

また、この制度をとおして、①点検従事者の資質の向上 ②点検結果報告書の信頼度の確保 ③点検従事者の地位向上を目指しています。

以上のような目標を達成するため、無料、無償で行っています。

○申し込みはどうやればいいの？

当協会のホームページから「消防用設備等点検業務立会申込書」をプリントアウトしてFAXにてご依頼下さい。後日、協会からご連絡いたします。

ただし、ご依頼が多数の場合は、次回の点検時にお願いする場合がございますので予めご了承下さい。

ご不明の点は、直接お電話で当協会にお尋ね下さい。

**○立会いもお願いしたいが、先ず信頼の置ける消防用設備等の点検事業者を
教えて？**

当協会では、一定の資格審査を行いその要件を満たした消防用設備等点検事業者を「表示登録会員」として登録認定しています。

表示登録会員が点検を「確実」「誠実」に実施した証として、当協会が交付する「点検済票（ラベル）」を貼付することが許されています。

信頼の置ける点検事業者をお探しの方は、当協会ホームページの表示登録会員名簿の中から選考できますのでご利用下さい。

○本当に無料ですか？ なにかオプションがついたりしないの？

この制度は、ご依頼者様に一切負担をお掛けするものではありません。消防用設備等の設置が義務付けられている県内の建物であれば、無料でご利用できます。

また、消防署が行う立入検査ではありませんので、消防用設備等の不備などによる改修指示・命令等も一切ございません。不備があれば、点検事業者が点検結果報告書に基づきご依頼者様に報告いたします。

その他、商取引等は一切ありませんのでご安心下さい。

○立会い依頼は、いつでも受けてくれるの？

立会いのご依頼は、点検予定日の概ね1ヵ月前までに、当協会宛 FAX「立会い依頼書」を送信して下さい。

点検日間近のご依頼は、立会い指導員を派遣できない場合がありますので事前にご相談下さい。

ご不明の点は、直接お電話で当協会にお尋ね下さい。

○連絡先を教えて？

一般財団法人静岡県消防設備協会

Tel:054-252-5541 Fax:054-272-7202

e-mail:shizuoka-ssk@za.tnc.ne.jp

ご連絡をお待ちしています。

令和 年 月 日

消防用設備等点検業務立会申込書

FAX (054) 272-7202

一般財団法人 静岡県消防設備協会 行

依頼者

事業所名

代表者職氏名

消防用設備等点検業務の立会を次のとおり申し込みます。

1 点検実施日時

令和 年 月 日 () 時 分 ~

2 施設名

3 所在地

4 担当者名

(役職名)

(氏名)

(連絡先)

5 点検事業者名

(注) 消防用設備等点検業務の立会日時が、他の施設と重複した場合は先着順となります。

令和 年 月 日

消防用設備等点検立会い確認結果通知書

事業所名

様

一般財団法人
静岡県消防設備協会
理事長 鈴木文三

令和 年 月 日 実施した表記の結果を、下記のとおり通知します。

記

建 物 名 称

所 在 地 静岡県

点 検 事 業 者

点検実施時間

点 検 種 別 機能点検 総合点検 (該当するものに○印)

その他 (総合的な所見等)

点検立会い指導員氏名 _____ (印)

送付先 役職・氏名・住所 _____
宛